

## CMP powered by webtru 使用許諾特約

この「CMP powered by webtru 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第1条（1）号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

### 記

（本共通約款の URL: [https://cloudcircus.jp/dcms\\_media/other/software\\_common.pdf](https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf)）

以上

### 第1条 （定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

#### (1) 「本ソフトウェア」

クラウドサーカス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する同意管理プラットフォームの「CMP powered by webtru」をいいます。当社は、DataSign 株式会社から提供を受けた本ソフトウェアを当社のブランド名でお申込者に OEM ソフトウェアとして提供します。

#### (2) 「本プライバシー法」

EU 一般データ保護規則（GDPR）、カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）及びタイの個人情報（PDPA）の総称をいいます。

### 第2条 （本ソフトウェアの使用目的）

1. 本ソフトウェアは、本プライバシー法により求められる WEB サイトの閲覧者の cookie 情報の取得について、簡単な設定で同意が得られるよう援助することを目的としたクラウドサービスです。お申込者が本プライバシー法を遵守するためには、cookie 取得の同意に加えてプライバシーポリシーの作成などの様々な対策が必要となり、本ソフトウェアの使用のみで、直ちに、本プライバシー法への準拠を達成できるわけではありません。
2. 本ソフトウェアは、日本の個人情報保護法に準拠することを目的としたものではありません。
3. 本ソフトウェアは、日本の電気通信事業法の外部送信規律に簡単な設定で対応することを援助しますが、本ソフトウェアの使用のみで、同法への準拠を達成できるわけではありません。また、同法の外部送信規律が適用されるのは、電気通信事業者又は第三号事業を営む者（いずれも電気通信事業を営む者）で、「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供している電気通信事業者です。このため、外部送信規律は、WEB サイトを保有、運営又は管理する事業者に一律に適用されるものではありません。

せん。同法の詳細につきましては、総務省のホームページ「外部送信規律 FAQ」をご確認ください。

### 第3条 （免責事項）

1. 本ソフトウェアの設定によっては、本プライバシー法及びその他の情報保護に関連する法令に準拠しない可能性があります。お申込者が本ソフトウェアの設定を誤ったことによって、本プライバシー法及びその他の情報保護に関連する法令に違反して損害を被った場合においても、当社は、一切責任を負いません。
2. お申込者は、本ソフトウェアの設定を、自らの責任で選定するものとし、本プライバシー法、電気通信事業法の外部送信規律、又はその他の情報保護に関連する法令に準拠させるための本ソフトウェアの設定について、当社に助言を求めることができないものとしします。
3. 当社が本ソフトウェアの設定についての助言を行った場合においても、自らの故意又は重過失による場合を除き、当社はお申込者に対して、一切責任を負わないものとしします。

以上

2022年11月21日制定

2023年6月19日改訂